

岡山県工業技術開発功労者表彰要綱

(目 的)

第1条 優れた工業技術の研究開発等により県民生活の向上と県内中小企業の発展に顕著な功績をあげた者を表彰することによって、その労苦に報いるとともに工業技術の研究開発の奨励と地域産業の振興に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この表彰の対象者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中小企業に従事する勤労者であって、優れた創意工夫によって職域における技術の改善向上に貢献した者
- (2) 産業財産権等の対象となりうる比較的高度な技術の開発により、又はその実施によって技術の進歩、産業の発展、県民生活の向上に顕著な功績をあげた者
- (3) 優れた工業技術を育成するため、多年にわたり工業技術の開発を指導、奨励し、その功績が顕著な者

(推 薦)

第3条 市町村長及び工業技術関係団体並びに中小企業団体の代表者は、第2条に定める者で、特にその功績が顕著なものと認められる者があるときは、別紙様式により、これを推薦することができる。

(被表彰者の選考)

第4条 前条により推薦を受けた者の中から、岡山県工業技術開発功労者選考委員会で被表彰者を選考し、その結果を知事に報告する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は知事賞及び副賞の授与によってこれを行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は毎年1回行い、表彰日は別に定める。

(庶 務)

第7条 表彰制度の庶務は、岡山県産業労働部産業振興課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は昭和52年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年1月4日から施行する。

岡山県工業技術開発功労者表彰推薦上の注意

この表彰の対象となる者は、最近における技術の研究開発等の成果が顕著なものであって、次の各号の一に該当する者であること。

記

- 1 職域における創意工夫によって、技術の改善向上に貢献した者
中小企業に従事する勤労者であって、優れた創意工夫によって職域における技術の改善向上に貢献した者を対象とし、創意工夫の内容は、特許等の権利のあるものばかりでなく、広く一般の創意工夫を含むものとする。
例えば、優れた創意工夫により、作業能率の向上、製品の品質の向上、コストの引下げ、公害、災害防止等各職域における技術の改善、向上に貢献した者を対象とする。
- 2 技術の研究開発により、産業の発展、県民生活の向上に貢献をした者
産業財産権等の対象となりうる比較的高度な技術の研究開発により、又はその実施によって技術の進歩、産業の発展、県民生活の向上に顕著な功績をあげた者を対象とする。
例えば、技術の研究開発等により、製品の品質向上、コストの低減、生産効率の向上、省資源、省エネルギー、公害、災害防止等の技術の改善に貢献した者を対象とする。
- 3 技術の指導、奨励によって優れた工業技術の育成に貢献した者
優れた工業技術を育成するため、多年にわたり工業技術の研究開発を指導、奨励し、その功績が顕著な者を対象とする。
例えば、企業主等が自社の研究開発を推進するため、体制の整備等（人的、物的、奨励措置）を行い、又は優れた技術を積極的に導入すること等により、優れた工業技術が育成された場合を対象とする。